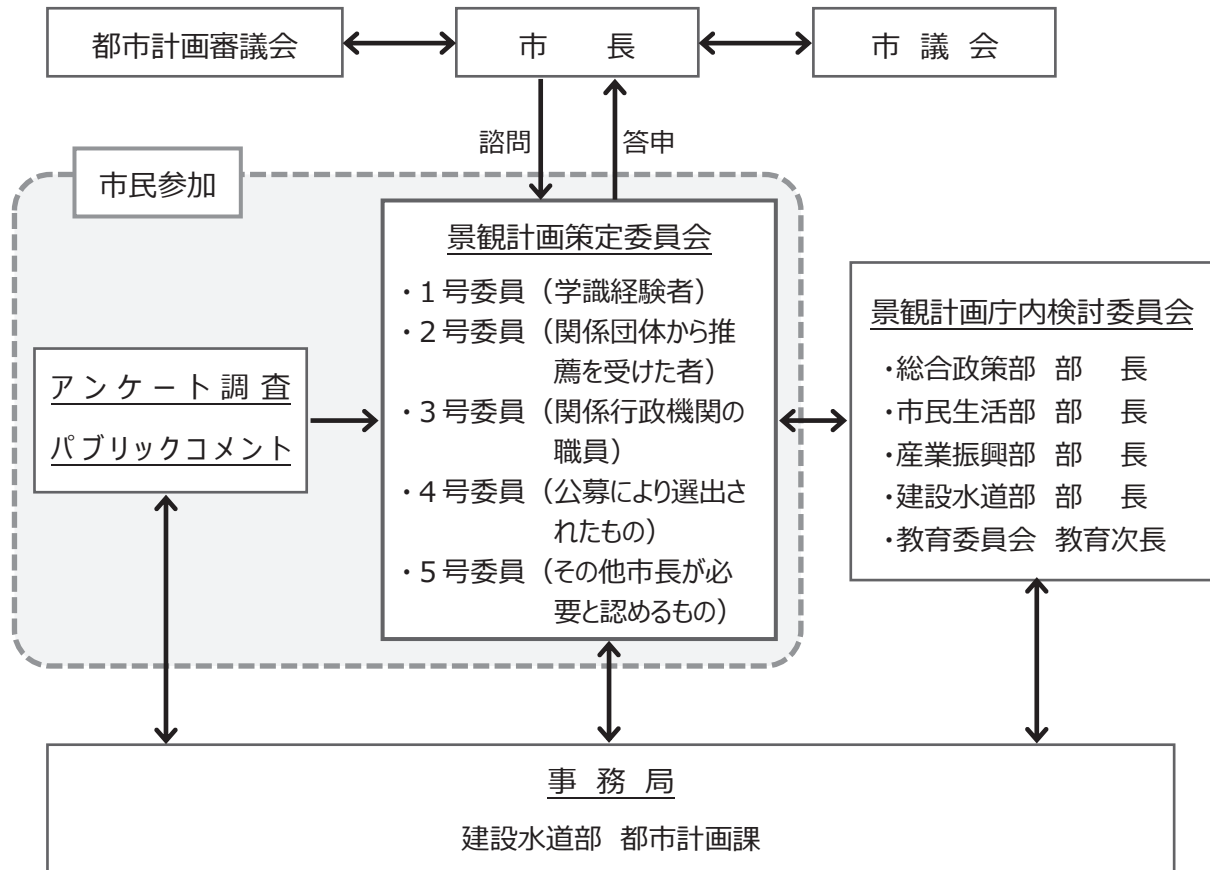


卷末資料

巻末資料

1. 下野市景観計画策定委員会

(1) 下野市景観計画及び下野市緑の基本計画策定体制



(2) 下野市景観計画策定委員会 委員名簿

区分	役職	氏名	備考
1号委員 (学識経験者)	会長	三橋 伸夫	宇都宮大学 名誉教授 栃木県景観アドバイザー
		山中 敏正	栃木県建築士会 小山支部代表
2号委員 (関係団体)	副会長	川俣 一由	下野市自治会長連絡協議会 会長
		海老原 一弘	小山農業協同組合 代表
		坂本 英希	宇都宮農業協同組合 代表
		野田 善一	下野市商工会 代表
		濱野 吉弘	石橋商工会 代表
		山内 隆匡	下野市観光協会 事務局長
		小林 利孝	下野市文化財保護審議会 会長
3号委員 (関係行政機関の職員)		吉川 浩	栃木県県土整備部都市計画課長
		嶋田 幸男	栃木県栃木土木事務所長
		村田 靖 (令和2年度)	栃木県県南環境森林事務所長
		小堀 芳広 (令和3年度)	
4号委員 (公募委員)		荒川 直男	市民
		長田 恭子	市民
		佐藤 永子	市民
5号委員 (オブザーバー)		近 菜々子 (令和2年度)	関東地方整備局建政部 計画管理課長
		藤原 玄貴 (令和3年度)	

2. 下野市景観計画及び下野市緑の基本計画策定の経緯

開催時期		開催項目	主な議事内容
2020年度 (令和2年度)	7月22日	第1回 景観計画庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画の概要 ● アンケート調査の概要
	7月28日	第1回 景観計画策定委員会	
	8月11日 ～ 9月15日	下野市景観計画及び緑の基本計画の策定に向けたアンケート調査	
	11月9日	第2回 景観計画庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● アンケート調査結果 ● 景観形成の課題の整理
	11月16日	第2回 景観計画策定委員会	
	1月26日	第3回 [※] 景観計画庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画の区域 ● 景観形成の方針
	2月15日	第3回 [※] 景観計画策定委員会	
2021年度 (令和3年度)	6月29日	第4回 景観計画庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画素案提示 ● 緑の基本計画素案提示
	7月16日	第4回 景観計画策定委員会	
	10月5日	第5回 景観計画庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画第二次素案提示 ● 緑の基本計画第二次素案提示
	10月22日	第5回 景観計画策定委員会	
	12月13日 ～ 1月5日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画案提示 ● 緑の基本計画案提示
	1月14日	第6回 [※] 景観計画庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● パブリックコメントの結果と対応
	1月19日	第6回 景観計画策定委員会	

※書面開催

3. 下野市景観計画及び緑の基本計画策定に向けたアンケート調査結果概要

(1) 調査の概要

① 調査の目的

「下野市景観計画」及び「下野市緑の基本計画」の策定にあたり、市民に対し下野市の景観や緑について抱いている思いや、今後の在り方についてご意見をお伺いし、その結果を両計画策定への基礎資料とします。

② 調査対象者

下野市に在住する13歳以上の男女

③ 調査方法

対象者から無作為に2,000名を抽出し、調査票の郵送配布・回収により実施

④ 調査期間

令和2年8月11日（発送）～令和2年9月

⑤ 配布・回収状況

		配布数	回収数	回収率
全体		2,000	840	42.0%
性別	男性	995	398	40.0%
	女性	1,005	438	43.6%
地区	南河内	660	288	43.6%
	石橋	670	282	42.1%
	国分寺	670	266	39.7%
年齢	13歳～30歳	444	139	31.3%
	31歳～60歳	782	311	39.8%
	61歳～90歳	774	388	50.1%

※数値の取り扱いについて

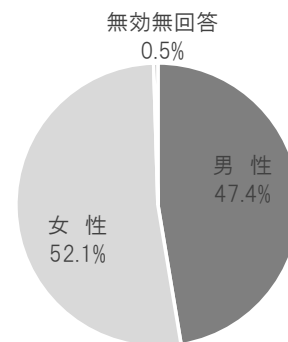
- ・基数は回答者総数 N=840 とする（基数が異なるときはその都度記載する）
- ・表やグラフの構成比は、項目ごとに小数点第1位もしくは小数点第2位を四捨五入することから、それらの合計が 100.0%にならないことがある。

(2) 集計結果

回答者属性

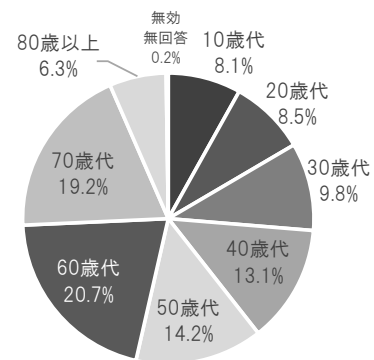
問1 あなたの性別はどちらですか。(単数回答)

N=840	回答数(人)	構成比(%)
男性	398	47.4%
女性	438	52.1%
無効無回答	4	0.5%
合計	840	100.0%



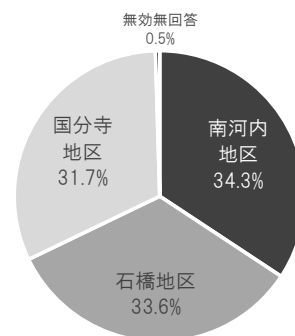
問2 あなたの年齢はおいくつですか。(単数回答)

N=840	回答数(人)	構成比(%)
10歳代	68	8.1%
20歳代	71	8.5%
30歳代	82	9.8%
40歳代	110	13.1%
50歳代	119	14.2%
60歳代	174	20.7%
70歳代	161	19.2%
80歳以上	53	6.3%
無効無回答	2	0.2%
合計	840	100.0%



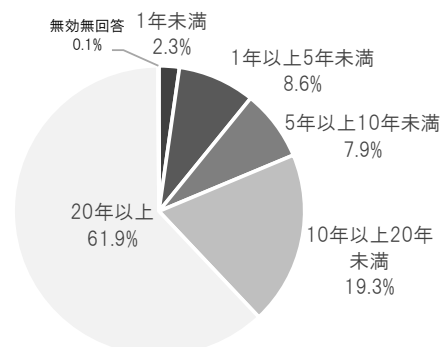
問3 あなたがお住まいの地区はどちらですか。(単数回答)

N=840	回答数(人)	構成比(%)
南河内地区	288	34.3%
石橋地区	282	33.6%
国分寺地区	266	31.7%
無効無回答	4	0.5%
合計	840	100.0%



問4 現在お住まいの地区での居住年数は何年ですか。(単数回答)

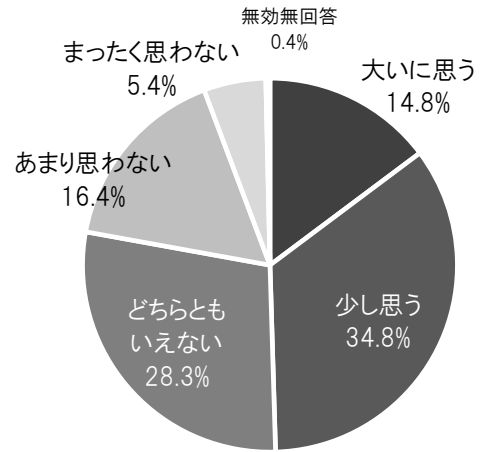
N=840	回答数(人)	構成比(%)
1年未満	19	2.3%
1年以上5年未満	72	8.6%
5年以上10年未満	66	7.9%
10年以上20年未満	162	19.3%
20年以上	520	61.9%
無効無回答	1	0.1%
合計	840	100.0%



お住まいの地区の景観について

問5 あなたは、お住まいの地区の景観を魅力的だと思いますか。(単数回答)

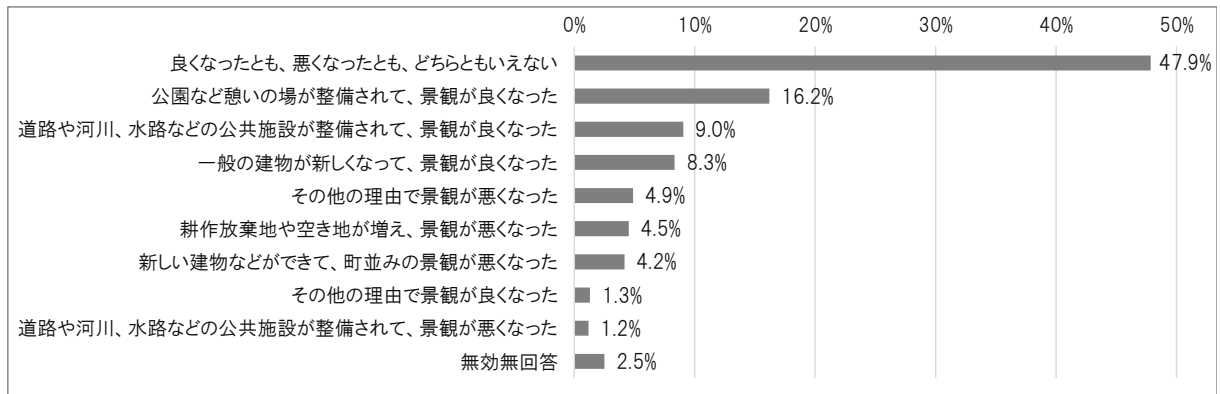
「大いに思う」「少し思う」を合わせると、約半数の方が魅力的だと感じています。



問6 あなたのお住まいの地区は、以前（概ね10年前※）と比べて変わりましたか。(単数回答)

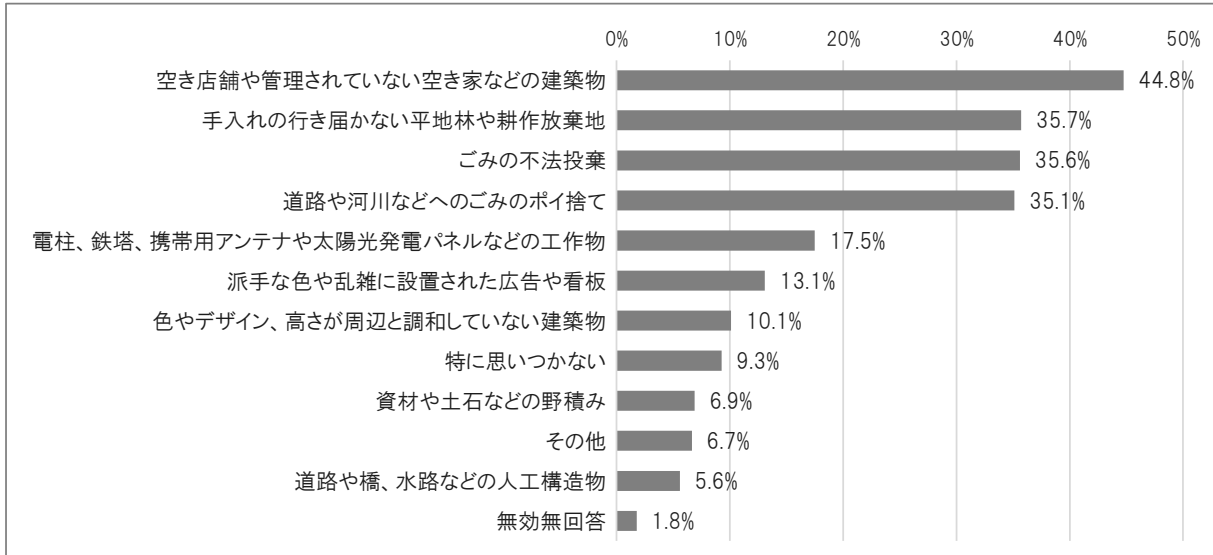
※居住年数が10年未満の場合には、住み始めた頃と現在を比較

「良くなったとも、悪くなったとも、どちらともいえない」が47.9%と最も多く、全体の約半数を占めています。次いで「公園など憩いの場が整備されて、景観が良くなった」が16.2%と多くなっています。



問7 良好な景観を損ねる要因は、以下に示す項目のうちどれだと思いますか。(3つまで回答可)

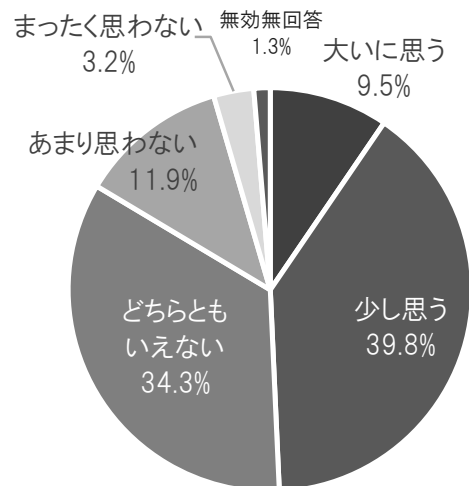
「空き店舗や管理されていない空き家などの建築物」が44.8%最も多く、次いで「手入れの行き届かない平地林や耕作放棄地」「ごみの不法投棄」「道路や河川などへのごみのポイ捨て」が約35%と多くなっています。



下野市全体の景観について

問8 あなたは、下野市の景観を魅力的だと思いますか。(単数回答)

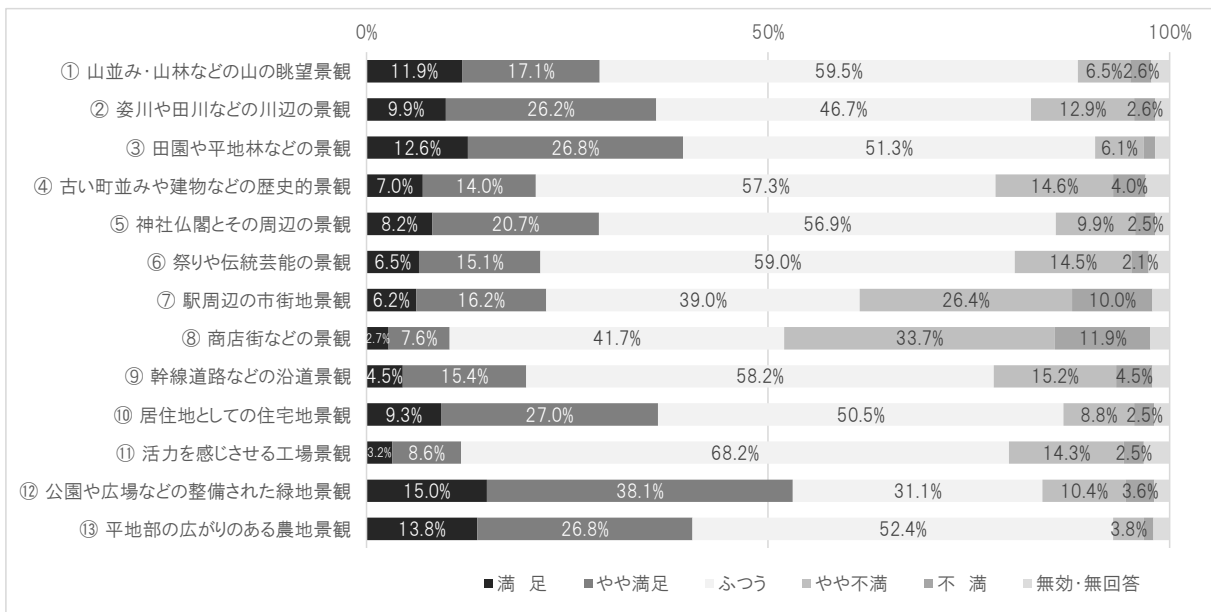
問5における居住地域の景観と同様に、約半数が魅力的に感じています。



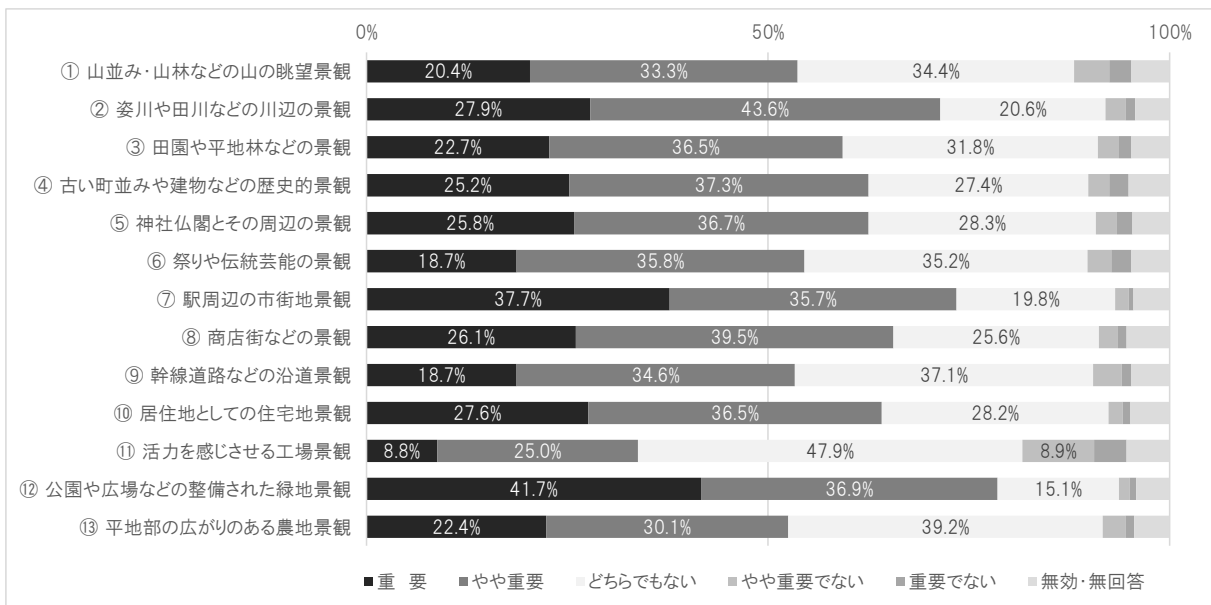
問9 以下に示す項目ごと(①~⑬)の景観に対する「満足度(問9-1)」と「重要度(問9-2)」についてお伺いします。下野市全体の景観として、あなたのお考えに最も近いものを選んでください。(項目ごとに単数回答)

満足度では、「⑫ 公園や広場などの整備された緑地景観」が高くなっています。重要度では、「⑫ 公園や広場などの整備された緑地景観」「② 姿川や田川などの川辺の景観」が高くなっています。満足度では低くなっている「⑧ 商店街などの景観」や「⑦ 駅周辺の市街地景観」といった市街地の景観も重要度が高くなっています。

《 満足度 》



《 重要度 》



問 10 良好な景観を形成する上で、今後残していきたい建築物や樹木などがあればご記入ください。(記入式回答)

建築物としては、歴史・文化を継承するため、歴史ある神社仏閣の建物をはじめとし、その他に農家の長屋門の保存が望まれています。

また、アメニティパークの風車、石橋駅の時計台、グリムの館など特徴のある建物の保存が望まれています。

分類1	分類2	具体的な内容	
建築物	神社仏閣	下野薬師寺	4
		六角堂	2
		慈眼寺	2
		開雲寺	2
		星宮神社	2
		薬師寺八幡宮	1
		国分寺薬師寺堂	1
		生雲山龍興寺	1
		本吉田神社	1
		古泉馬頭観音堂	1
		グリムの館	
	歴史的建造物	民俗資料館「夜明け前」	3
		戸田薬局	2
		農家(旧家)の古い長屋門	1
	石橋駅	時計台	3
		石橋中学校	2
	学校	吉田西小学校・体育館	2
		吉田東小学校	2
		薬師寺小学校	1
		下野市役所	2
	自治医科大学附属病院		2
	石橋図書館		1
	大松山運動公園の建物		1
	きらら館		1
	天平の丘周辺の建築物		1
	アメニティパークの風車		1

樹木としては、具体的な品種では「桜」が最も多く、景観形成の面だけでなく、観光地としても名所となりうることから、既存の桜の名所の保存が望まれています。

次いで、地域のシンボルツリーにもなる「ケヤキ」の保存が望まれています。医大通りにおける街路樹の「ケヤキ」の保存が多く望まれており、良好な景観を形成するためには、その剪定方法留意すべきとの意見がありました。

その他、国道4号沿道（自治医科大学西側）の松林、神社仏閣や史跡の周辺、その他平地林など、ある程度の面積を持つ木々の保存が望まれています。

分類1	分類2	具体的な内容	
樹木	銀杏	薬師寺八幡宮の銀杏	2
	ケヤキ	医大通りのケヤキの街路樹	9
		吉田神社入り口のケヤキ	1
		国分寺の一里塚の「けやき」	1
		自治医大駅前(東口)の大きな木	1
	桜	アメニティーパーク沿いにある桜並木	4
		薬師川沿いの桜並木	11
		公園の桜(天平の丘公園、烏ヶ森公園、日酸公園)	16
		学校の桜(国分寺小学校・中学校、石橋高校等)	4
		小金井駅前の桜	1
		石橋図書館の桜	1
		石橋総合病院の桜の木	1
	ハナミズキ	文教通りのハナミズキ	1
	松	祇園原の松林	7
	街路樹	下野祇園周辺の街路樹	1
		文教通りの街路樹	1
		遊歩道に沿った緑	1
	樹木	神社仏閣の樹木(愛宕神社等)	3
		公園内の樹木(大松山運動公園、祇園原公園、国分寺公園等)	3
		天平の丘周辺の樹木	1
		薬師寺地区の森林	1
		姿川沿いに残る斜面林	1
		自治医科大学附属病院周辺の樹木	1
石橋図書館の周辺樹木		1	
入の谷公民館の林	1		

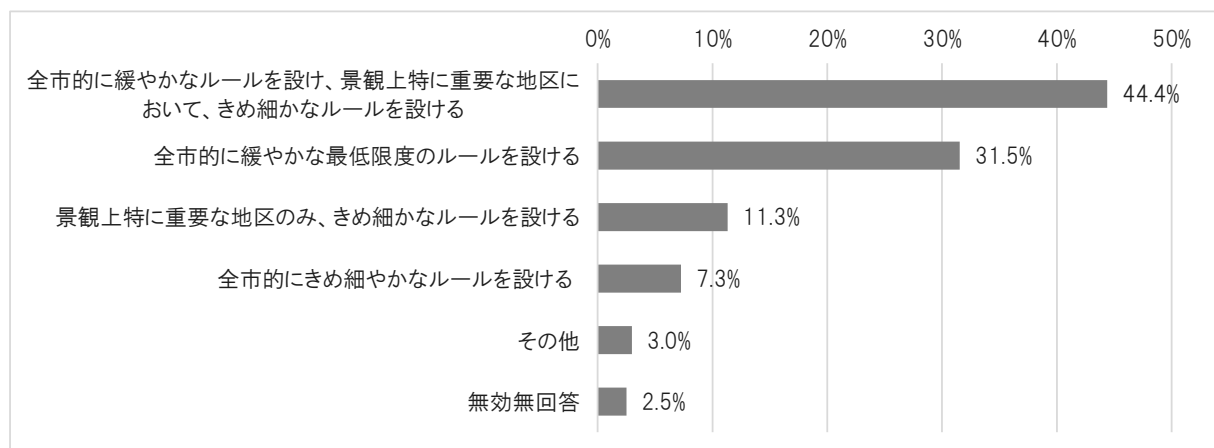
その他、今後残していきたいものとして、公園、史跡、田園風景が挙げられています。特に、史跡に関しては、史跡そのものとその周辺環境一帯を合わせて保存すべきとされています。

分類1	分類2	具体的な内容	
その他	公園	天平の丘公園	8
		大松山運動公園	4
		グリムの森	2
		三王山ふれあい公園	1
		アメニティーパーク	1
		けんこう広場	1
		哲学の道	1
		史跡	小金井一里塚
	下野国分寺跡・下野国分尼寺跡およびその周辺		16
	下野薬師寺跡(五重塔の復元)		8
	児山城跡とその周辺		2
	古墳群とその周辺(別処山古墳)		1
	田園風景	思川に近いエリアの水田	1
		石橋中学校周辺の田園風景	1
		日光連山を望む田園風景	1
	その他	鬼怒川の河川敷	1
		文教通りの整った道	1
		電車車両・クモエ21001号(日酸公園)	1
		かんぴくんの滑り台(大松山運動公園)	1

今後の下野市の景観づくりについて

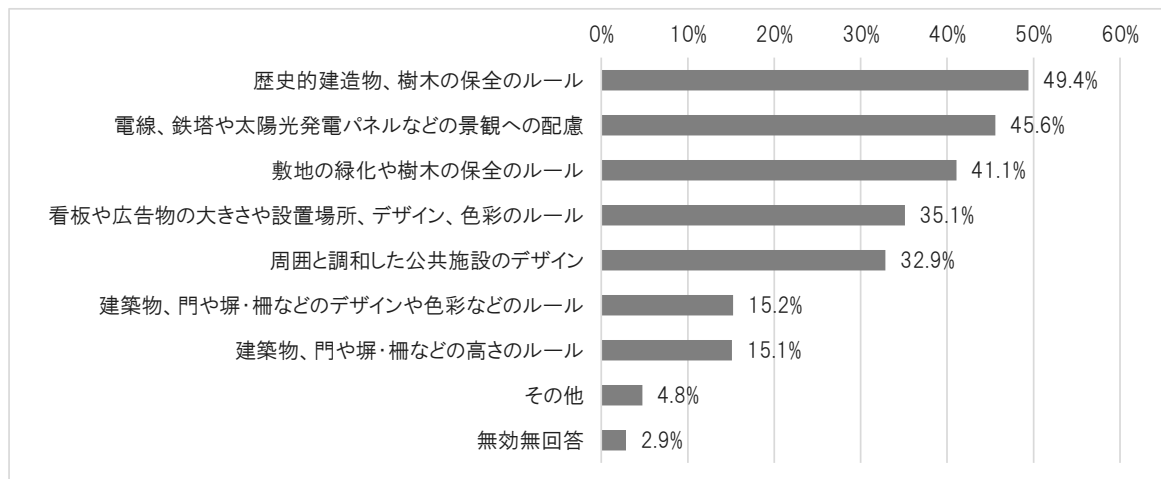
問 11 今後、良好な景観づくりを進めていくために、ルール作りが必要だと思われませんが、どのような取り組みが最も必要だと思いますか。(単数回答)

「全市的に緩やかなルールを設け、景観上特に重要な地区において、きめ細かなルールを設ける」が最も多く、44.4%となっています。次いで「全市的に緩やかな最低限度のルールを設ける」31.58%となっており、市全体へのルールが必要だと思われています。



問12 あなたは、良好な景観づくりを進めていくために、具体的にどのようなルールや取組みが必要だと思いますか。(複数回答)

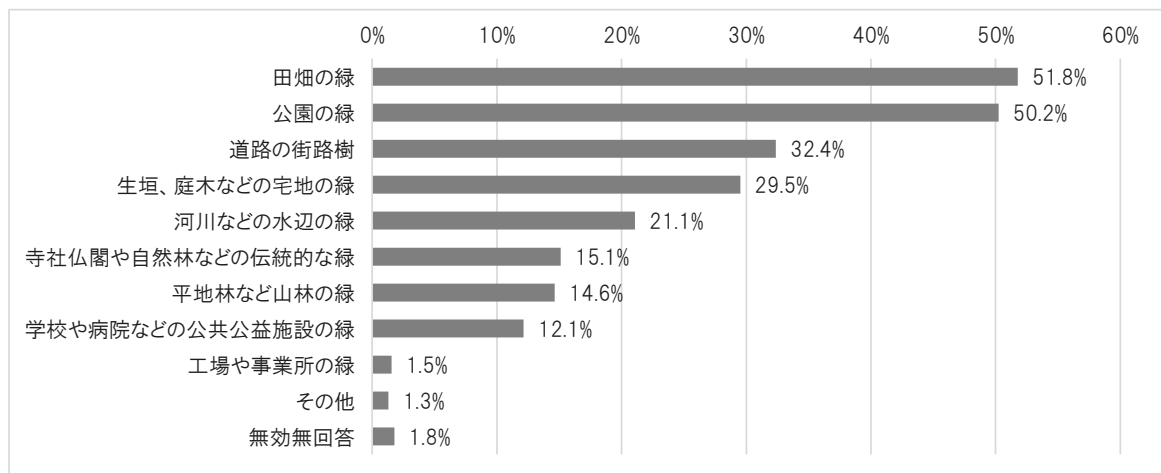
「歴史的建造物、樹木の保全のルール」が最も多く49.4%、次いで「電線、鉄塔や太陽光発電パネルなどの景観への配慮」45.6%、「敷地の緑化や樹木の保全のルール」41.1%となっています。



「緑」について

問13 あなたがお住まいの地域では、どのような「緑」が多いと思いますか。(3つまで回答可)

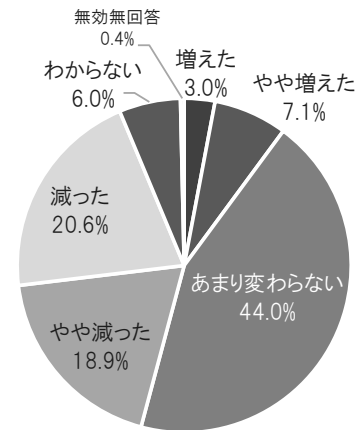
約半数が「田畑の緑」「公園の緑」と回答しています。



問 14 以前（概ね10年前※）と比べてあなたがお住まいの地域の「緑」は増えていると思いますか。（単数回答）

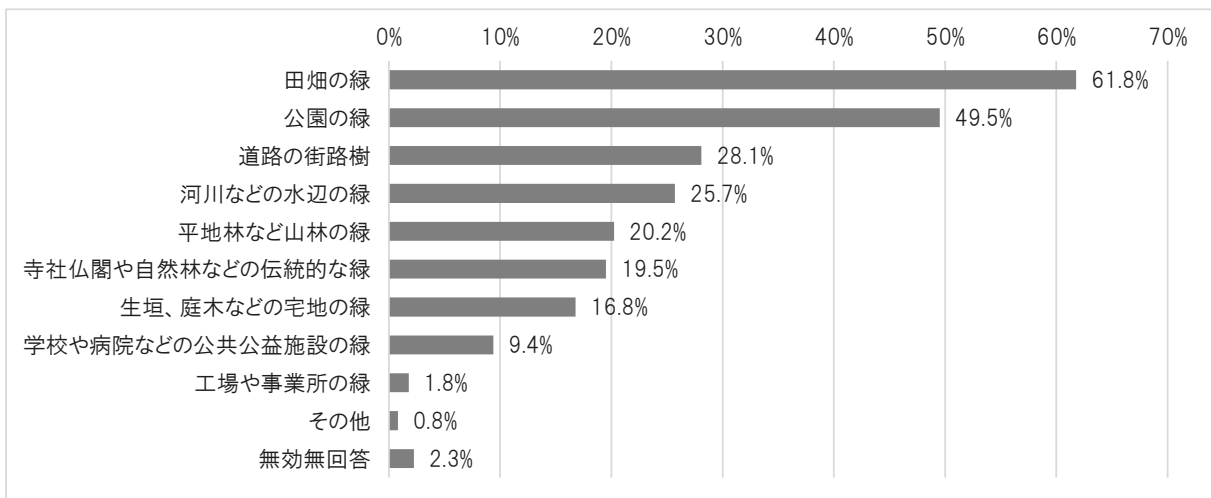
※居住年数が10年未満の場合には、住み始めた頃と現在を比較

「あまり変わらない」が最も多く 44.0%となっています。
 「やや減った」「減った」を合わせると、39.5%であり、減った印象の方が多いことがわかります。



問 15 下野市全体では、どのような「緑」が多いと思いますか。（3つまで回答可）

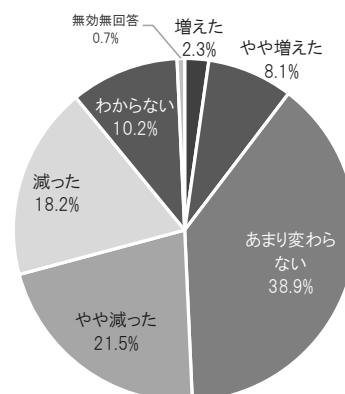
市全体では、「田畑の緑」が 61.8%と最も多くなっています。次いで「公園の緑」49.5%となっています。



問 16 以前(概ね10年前※)と比べて下野市全体の「緑」は増えていると思いますか。(単数回答)

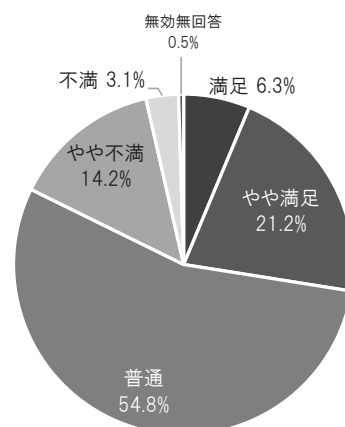
※居住年数が10年未満の場合には、住み始めた頃と現在を比較

市全体においても、「あまり変わらない」が最も多く38.9%となっています。「やや減った」「減った」を合わせると、39.7%であり、減った印象の方が多いことがわかります。



問 17 下野市全体の「緑」について、あなたの満足度はどの程度ですか。(単数回答)

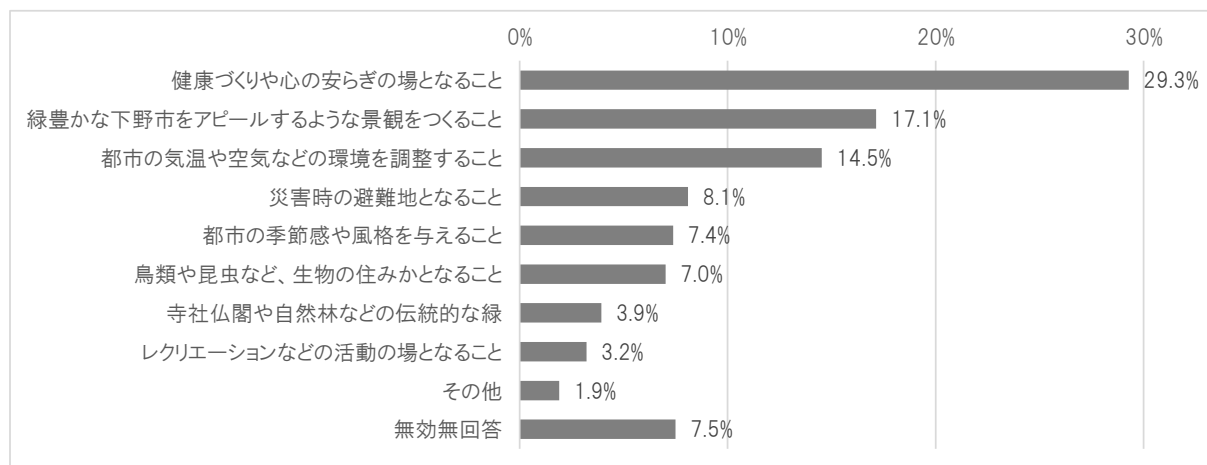
「普通」が最も多く54.8%ですが、「満足」「やや満足」を合わせた27.5%が、「やや不満」「不満」を合わせた17.3%を上回っています。



問 18 下野市全体の「緑」や「公園」に対して、今後どのようなことを特に望みますか。

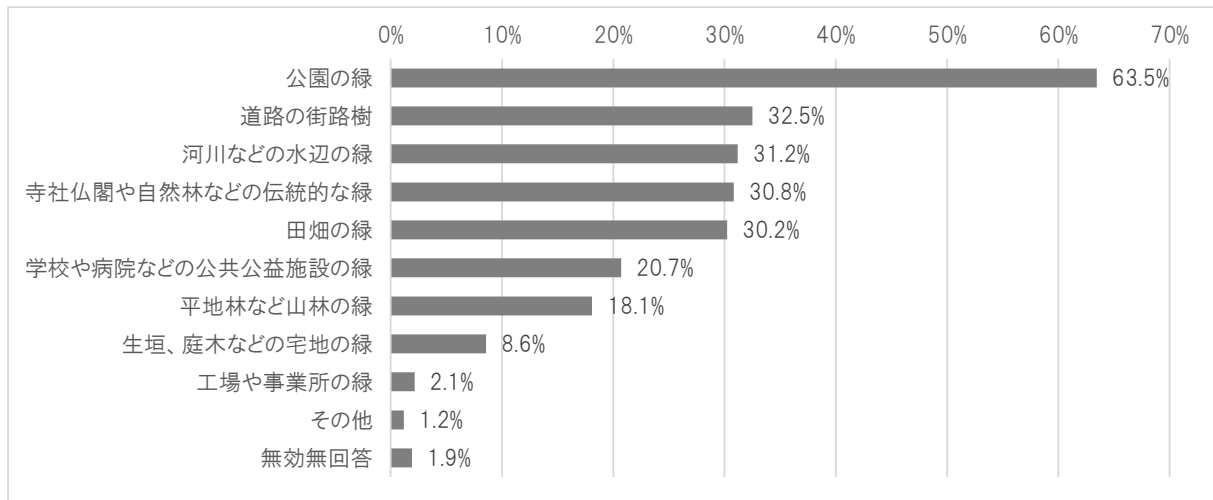
(単数回答)

全体としては、「健康づくりや心の安らぎの場となること」が最も多く29.3%、次いで「緑豊かな下野市をアピールするような景観をつくること」が17.1%となっています。



問 19 下野市全体の「緑」のうち、特に守り育てる必要があるものはどのような緑だと思いますか？（3つまで回答可）

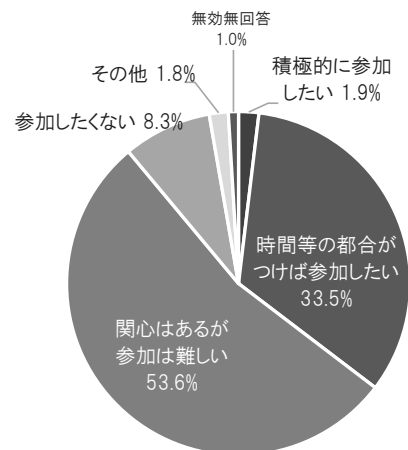
「公園の緑」が突出して多く 63.5%となっています。次いで、「道路の街路樹」「河川などの水辺の緑」「寺社仏閣や自然林などの伝統的な緑」「田畑の緑」が必要だと思われています。



市民参加による「景観づくり」や「緑化推進」について

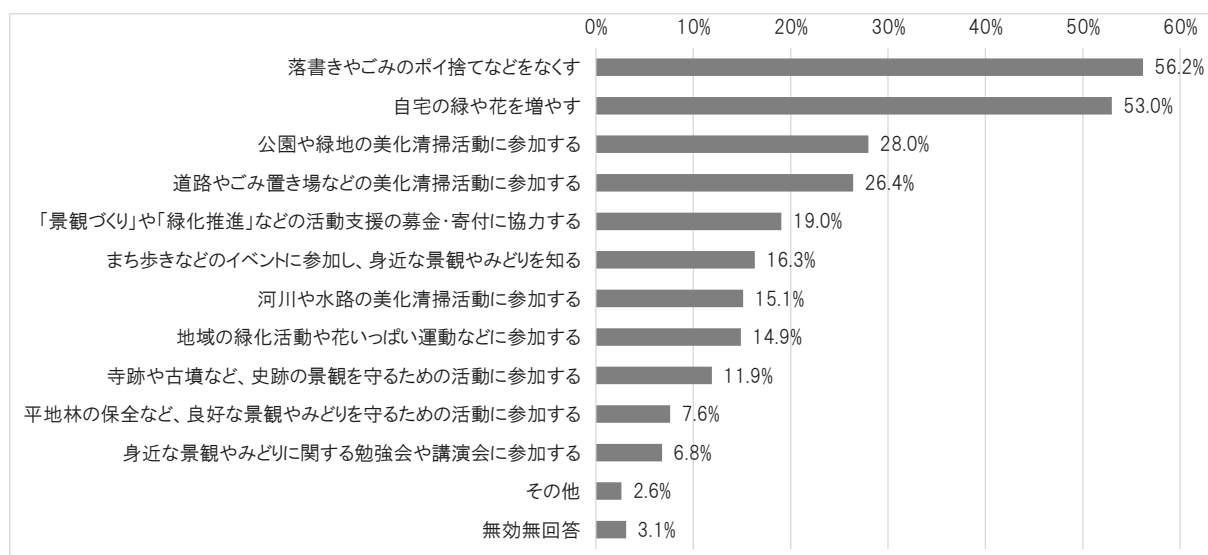
問 20 あなたは、良好な「景観づくり」や「緑化推進」のための活動に参加したいと思いますか。あなたのお考えに最も近いものを選んでください。（単数回答）

「関心はあるが参加は難しい」が最も多く半数以上となっています。次いで、「時間等の都合がつけば参加したい」が 33.5%となっており、参加意向があることが伺えます。



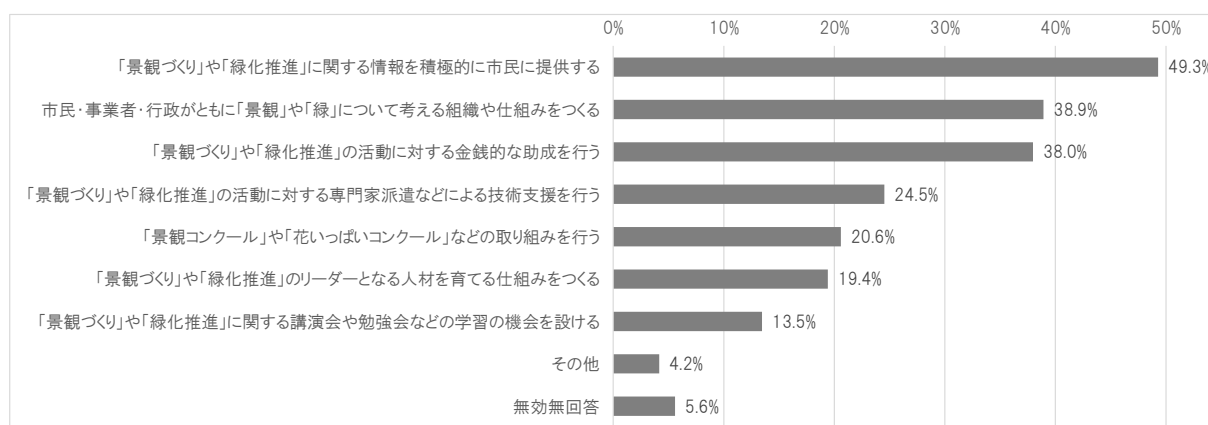
問 21 あなたは、良好な「景観づくり」や「緑化推進」のために、どのような活動に協力できると思いますか。(複数回答)

「落書きやごみのポイ捨てなどをなくす」や「自宅の緑や花を増やす」の個人で実行できる活動が半数以上となっています。次いで、「公園や緑地の美化清掃活動に参加する」が28.0%、「道路やごみ置き場などの美化清掃活動に参加する」が26.4%となっています。



問 22 あなたは、市民が「景観づくり」や「緑化推進」の活動を実践していくために、行政からどのような支援策があると良いと思いますか。(複数回答)

『「景観づくり」や「緑化推進」に関する情報を積極的に市民に提供する』が最も多く、約半数となっています。次いで、『市民・事業者・行政がともに「景観」や「緑」について考える組織や仕組みをつくる』が38.9%、『「景観づくり」や「緑化推進」の活動に対する金銭的な助成を行う』が38.0%と多くなっています。



《自由意見まとめ》

分類	回答数
まちの美化について	55
私有地の樹木・雑草の管理（生垣の剪定・除草が不十分、木の枝や雑草が道路にはみ出し通行を阻害している、平地林の下草刈り など）	19
雑草の管理（道路・公園の除草、雑草が通行の邪魔、草ぼうぼうで公園で遊べない など）	11
ごみのポイ捨て（道路、河川、道の駅周辺などでごみが景観を悪くする）	8
美化活動の推進（一斉清掃日を設ける、気軽に参加できる美化清掃活動を開催する など）	6
自宅の庭等の管理が大変（高齢になり世話が大変、緑化したいが維持管理が大変など）	5
河川の緑化	1
石橋駅周辺の整備	1
ゴミ屋敷への対応	1
ごみの削減	1
小金井駅周辺の整備	1
区画整理	1
景観・緑の保全について	43
保全・緑化活動の支援（保全活動・緑化活動への助成、人材育成、活動への参加啓蒙など）	12
景観・緑の保全（自然、森林、河川、田舎らしさなどの保全）	11
緑化の推進	8
自然の保全	3
河川の保全	2
都市化の抑制	2
緑化活動のPR	2
自然とのふれあいを大切に	1
個人宅での緑化を推進	1
水資源の保全	1
街路樹の維持管理について	26
街路樹の維持管理	11
医大通りの街路樹の剪定が悪い（ケヤキらしい樹形ではなくなり景観としては残念 など）	4
街路樹の剪定の仕方（適切な剪定、樹形にあった剪定 など）	4
街路樹の植樹	4
落ち葉の管理（公園や街路樹の落ち葉の処理はだれがするのか、私有地に入った落ち葉の処理が負担）	3

分類	回答数
景観について	28
電線類の地中化	10
意識醸成	4
良い景観(日光連山・那須山の眺望、自治医大周辺の街並み)	4
古い建物の修理・保全	2
花の名所づくり	2
太陽光発電パネルの設置ルールの設定	2
景観のルールの設定	1
舗装の改修	1
看板設置のルールの設定	1
自然と市街地のバランスが良く両立している	1
公園について	24
公園の維持管理(雑草の除草、遊具の修理・更新、樹木の管理)	10
公園の新設	6
大松山運動公園に樹木を増やして欲しい(日影がない)	5
公園が多く良い	1
防災公園の整備	1
公園への植樹	1
空き家・空地について	14
空き家対策(景観・美化が悪い、安全性や防犯面で不安 など)	13
空地の活用(人が集える場所に)	1
田畑について	11
休耕地の管理(耕作放棄地の管理をしてほしい)	5
田畑の維持(宅地化の抑制、後継者問題)	4
休耕地の活用(農地の貸し出し)	1
農業の維持(豊かな生産性のある農業地帯の維持、構築)	1
現状維持(今のままで十分)	2

4. 用語解説

あ 行

愛パークしもつけ

公共の憩いの場となる公園の美化を促進するため、地域住民等のボランティア団体を募集し、年間6回以上の清掃などの美化活動を行う制度です。

意匠

建築物などの形・色・模様・配置などについて加える装飾上の工夫、デザインのことです。

運動公園

都市住民の主に運動の用に供することを目的とする公園です。

エコロジカルネットワーク

野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、湿地等）がつながる生態系のネットワークのことです。

オープンガーデン

個人の庭を一般に公開する活動のことです。

オープンスペース

建築物のない一定の地域的広がりであって、その非建ぺい性、植生、水面などにより、環境の質の向上を図り、あるいは住民のレクリエーション需要に応えるものです。

屋外広告物

屋外広告物法第2条に基づくもので、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建築物等に掲出されているもの等のことです。表示内容が営利を目的としないもの（行事や催事等の案内など）も含まれます。

屋外広告物条例

都道府県及び景観行政団体である市町村は、屋外広告物の制限や基準について、条例で定めることができます。この場合、景観計画の内容に即して定めなければなりません。

本市では、栃木県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の表示・掲出等について規制を行っています。

か 行

開発行為

都市計画法第4条第12項に規定される、主として建築物の建築や特定工作物の建設のために行う土地の「区画形質の変更」のことです。

街区公園

主に街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積0.25haを標準として配置されるものです。

近隣公園

主に近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積2haを標準として配置されるものです。

グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能を、防災・減災や、地域創生、環境保全等の様々な課題解決に活用しようとする考え方のことです。

景観協定

景観法第81条の規定に基づく制度で、景観計画区域内にある一定の区域において、土地所有者や借地権者等の全員の合意に基づき定められる自主協定のことです。協定区域内の建築物等の形態・意匠、緑化、看板など、景観に関するルールを定めることができます。

景観行政団体

景観法第7条第1項の規定に基づき、地域の特性に応じた景観計画の策定、景観計画に基づく行為の制限、景観づくりに関する取組みの実施など、様々な施策を行うことができる地方公共団体のことです。

本市は、栃木県知事との協議により平成31年4月1日から景観行政団体になっています。

景観条例

景観計画に取り組むために必要な事項を定める条例です。地方公共団体ごとに、届出対象行為などの景観法に基づく事項のほか、事前協議や景観審議会の設置など独自の事項を定めています。

景観法

平成16年に制定された日本で初めての景観に関する総合的な法律です。景観法は、基本理念等を定めた基本法的な部分、景観計画の策定、行為の制限等の良好な景観形成のための具体的な規制や支援を規定する部分で構成されています。

公共サイン

不特定多数の方が利用する公共性の高い標識・地図・案内誘導板等の総称で、公的機関が設置主体となり公共空間に設置します。

さ 行

再生可能エネルギー

石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのことです。その大きな特徴は、「枯渇しない」「どこにでも存在する」「CO₂を排出しない（増加させない）」の3点です。

彩度

色のあざやかさを数値で示したものです。数値が低いほうが落ち着いたやわらかい色になります。

市街化区域

都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する地域で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことです。

色相

色味を表したものです。赤R・黄赤RY・黄Y・黄緑GY・緑G・青緑BG・青B・青紫PB・紫P・赤紫RPの10種類の基本色があります。

施設緑地

緑地を分類する定義の一つであり、都市公園法に基づいた都市公園など、公共施設等として管理される緑地のことです。

指定管理者制度

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていく制度です。

視点場

視点が位置する場所のことです。視点は景観を見る人間自体であり、視点場は視点である人間が位置する場所を指します。

市民緑地

土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地管理機構（NPO法人などの団体）が契約を締結し、市民に公開する緑地や緑化施設のことです。

修景

建築物や公共施設の形態・意匠・色彩を周囲の街並みに調和させることで、景観の改良・改善を図ることです。

住区基幹公園

主に歩いていける範囲の住民が利用することを目的とした身近な公園のことです。

心象風景

体験や感情、感覚によって心の中に思い描いたり、浮かんだり、刻み込まれている風景のことです。

生物多様性

あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を指し、また、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでも含めた幅広い概念です。

た 行

地域森林計画対象民有林

都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別に5年ごとにたてる地域森林計画の対象となる民有林のことです。

地域制緑地

緑地を分類する定義の一つであり、法や協定、条例など、土地利用のコントロールにより確保される緑地のことです。

地区計画

都市計画法第12条の4第1項第1号に基づき、市町村が都市計画に定めることができます。住民の合意に基づいて、用途地域よりもきめ細かく、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画のことです。建築物の用途の制限、高さ制限、敷地面積の最低限度等を定めることができます。

本市では、自治医科大学周辺地区や仁良川地区などで定めています。

地区公園

主に徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積4haを標準として配置されるものです。

特定届出対象行為

景観法第17条第1項に規定される、変更命令の対象となる届出対象行為です。景観行政団体が条例で対象行為を定めることで、景観計画に定められた建築物や工作物の形態意匠の制限に適合しない行為をしようとする者に対し、設計の変更などを命じることができます。

都市基幹公園

主に都市全域の住民が利用することを目的とした都市の代表的な公園のことです。

都市計画区域

土地利用の状況、人口、自然的条件、日常生活圏、交通の状況、社会的、経済的な区域の一体性等から総合的に判断され、将来の都市活動の見通しを勘案して一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域で、栃木県が指定します。

本市では、市全域が都市計画区域に指定されています。

都市計画マスタープラン

平成4年(1992年)の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(都市計画法第18条の2)のことです。行政施策に対して、主にハード面に着目し、都市づくりの将来像とその実現に向けて、長期的な視点に立ってまとめられたものです。

本市では、平成21年に策定し、平成29年に改訂を行っています。

都市公園

都市公園法に規定される、都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、及び地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地のことです。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のことです。

な 行

農業振興地域

農業の健全な発展及び国土資源の合理的な利用の見地から、長期にわたり総合的に農業の振興を図るべき地域として指定されている区域です。

農用地区域

農業振興地域内に設定される、保全すべき優良農地の区域です。

は 行

パブリックコメント

行政の重要な政策を決定する前に、計画等を公表し、広く意見等を募集する制度のことです。

ヒートアイランド

都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象のことです。

ビオトープ

生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間のことです。なお、開発などによって環境の損なわれた土地や都市内に人為的につくられた生物の生息・生育環境空間を指している場合もあります。

ま 行

マンセル表色系

その色がどんな色であるかを正確かつ客観的に表すために、JIS（日本産業規格）などに採用されている国際的な尺度です。マンセル表色系では、色相・明度・彩度の3つの属性の組み合わせによって色を表示することが出来ます。

明度

明度は色の明るさを数値で示したものです。数値が大きいほうが明るい色になります。

や 行

用途地域

用途地域は、都市計画法第8条に規定される土地利用誘導方策の一つで、目指すべき市街地像に応じて13種類に分類されています。

ら 行

ランドマーク

地域の目印や象徴的な景観要素となっている山や樹木、建築物や橋などの建造物のことです。その地域の顔であり、市民に親しまれ、また、来訪者の印象にも残るものです。

稜線

山の峰と峰を結んで続く線のことです。尾根とも言います。

歴史的風致維持向上計画

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）第5条の規定に基づき市町村が策定し、主務大臣(文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣)が認定する計画であり、歴史的な活動、歴史的建造物、その周辺の町並みなどを保全、保存しながら地域固有の財産を活用した地域活性化を目指すための歴史まちづくりに関する計画です。

本市では、平成31年3月26日付で認定を受けています。

レッドデータブック

レッドリスト（環境省が作成する日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）に記載された種について生息状況等を取りまとめ編纂した書物のことです。

わ 行

ワークショップ

講師の話に参加者が一方的に聞くのではなく、学び・創造、トレーニングや問題解決の場であり、参加者が実際に参加・体験する双方向性のグループ学習のことです。